

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和 7 年 1 月 2 4 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 令和 7 年度公立保育所安全・安心パトロール業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13060064 |
| (3) 物品委託役務内容 | 延長保育等を実施する公立保育所において、送迎時等の警備を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 寺西保育所ほか 4 施設 |
| (6) 予定価格 | 落札後公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和 7 ～ 1 0 年東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付＞巡回警備
イ	法令等による登録等	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による警備業の認定を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店をいい、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所をいう。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所をいう。 ※東広島市外に本店を有する者における東広島市内の営業所は、法人市民税の申告のあることに加え、当該営業所が営業所等所在調書（令和 7 ～ 1 0 年物品役務等競争入札参加資格審査申請書様式第 3 号）により、本市から営業所としての認定を受けていること。	東広島市内に本店又は営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和 7 年 1 月 2 4 日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の 2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和7年1月24日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和7年1月24日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和7年1月24日～ 令和7年1月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 / ファクシミリ番号 082-422-6669 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年2月5日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年2月12日～ 令和7年2月13日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印すること。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年2月14日 午後2時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格 格 要 件 確 認 資 料 の 提 出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格 格 要 件 確 認 資 料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格 格 要 件 確 認 資 料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格 格 要 件 確 認 資 料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
格 格 要 件 確 認 資 料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
格 格 要 件 の 審 査 の た め に 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、 期 限 を 定 め て 格 格 要 件 確 認 資 料 の 補 正 や 追 加 資 料 の 提 出 を 求 め る こ と が あ る 。
格 格 要 件 確 認 資 料 に 虚 偽 の 記 載 を し た 者 に 対 し て は 、 指 名 除 外 措 置 を 行 う こ と が あ る 。

6 問 い 合 わ せ 先 （ 契 約 担 当 所 属 ）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

令和7年度公立保育所安全・安心パトロール業務仕様書

- 1 業務名
令和7年度公立保育所安全・安心パトロール業務
- 2 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所
寺西保育所ほか4施設
- 4 業務目的
延長保育等を実施する公立保育所において、送迎時等のパトロール（警備）を実施し、児童・保護者等の安全で快適な保育環境を確保するとともに、保育サービスのさらなる充実を図ることを目的とする。
- 5 パトロール（警備）要領
 - (1) 警備は、1名の警備員を配置し、原則として、土曜日を除く全ての開所日に行うこととする。
 - (2) 警備時間は、「7 パトロール（警備）対象施設一覧」のとおりとする。
 - (3) 警備は、次のことに留意して行うこと。
 - ア 送迎時の保護者車両の安全確保（交通整理）及び長時間駐車防止の啓発
 - イ 児童・保護者の安全確保（寺西保育所及び原保育所の警備員配置は、別紙のとおり）
- 6 その他留意事項
 - (1) 服装及び装具については、受注者が広島県公安委員会に届け出たものを着用及び携帯すること。
 - (2) 警備中は、受注者が発行する身分証明書等を携帯しておくこと。
 - (3) 本業務を実施する前に、次のことを盛り込んだ事前研修を行い、配置警備員が当該事前研修を受講したことが分かる書類を保育課に提出すること。
 - ア 警備業務についての基本的な知識及び技能に関すること。
 - イ 本業務の趣旨等に関すること。
 - (4) 受注者は、緊急連絡網など緊急時に係る対応策を作成し、保育課に提出すること。
 - (5) 受注者は、保育所ごとの業務実施報告書を作成し、月ごとに保育課に提出すること。なお、当該報告書には業務従事者の氏名を記載すること。
 - (6) 受注者は、保育所ごとの業務実施予定表を作成し、毎月末日までに、翌月の業務実施予定表を保育課に提出すること。なお、当該予定表には業務従事者の氏名を記載すること。ただし、業務従事者は受注者がいつでも任意に変更できるものとし、業務従事者を変更したときは遅滞なく発注者に連絡すること（急な変更の場合は速やかに保育所へも連絡すること。）。

- (7) 業務従事者が車両を使用して業務場所に赴く場合は、当該車両を各保育所敷地内に駐車することができる。駐車場所は各保育所長の指示に従うこと。
- (8) その他この仕様書に定めのない事項について、必要がある場合は、発注者・受注者双方で協議の上、定めるものとする。

7 パトロール（警備）対象施設一覧

保育所名	住所	警備時間
		月曜日～金曜日
寺西保育所	西条町寺家7735-3	午前7時30分～午前9時30分及び 午後4時30分～午後6時30分
西条東保育所	西条西本町11-24	午後5時～午後7時
原保育所	八本松町原6782-1	午後4時30分～午後6時30分
高屋中央保育所	高屋町中島407	午後5時～午後7時
中黒瀬保育所	黒瀬町丸山1453-4	午後5時～午後7時

8 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額（円）	支払種別
4月から2月までの各月履行分	円	部分払
3月履行分	円	完了払

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。
- (3) 部分払の額は、契約金額を12で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

9 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育環境整備係
 電 話 (082) 420-0934
 F A X (082) 422-6669

別紙 警備員の配置場所等

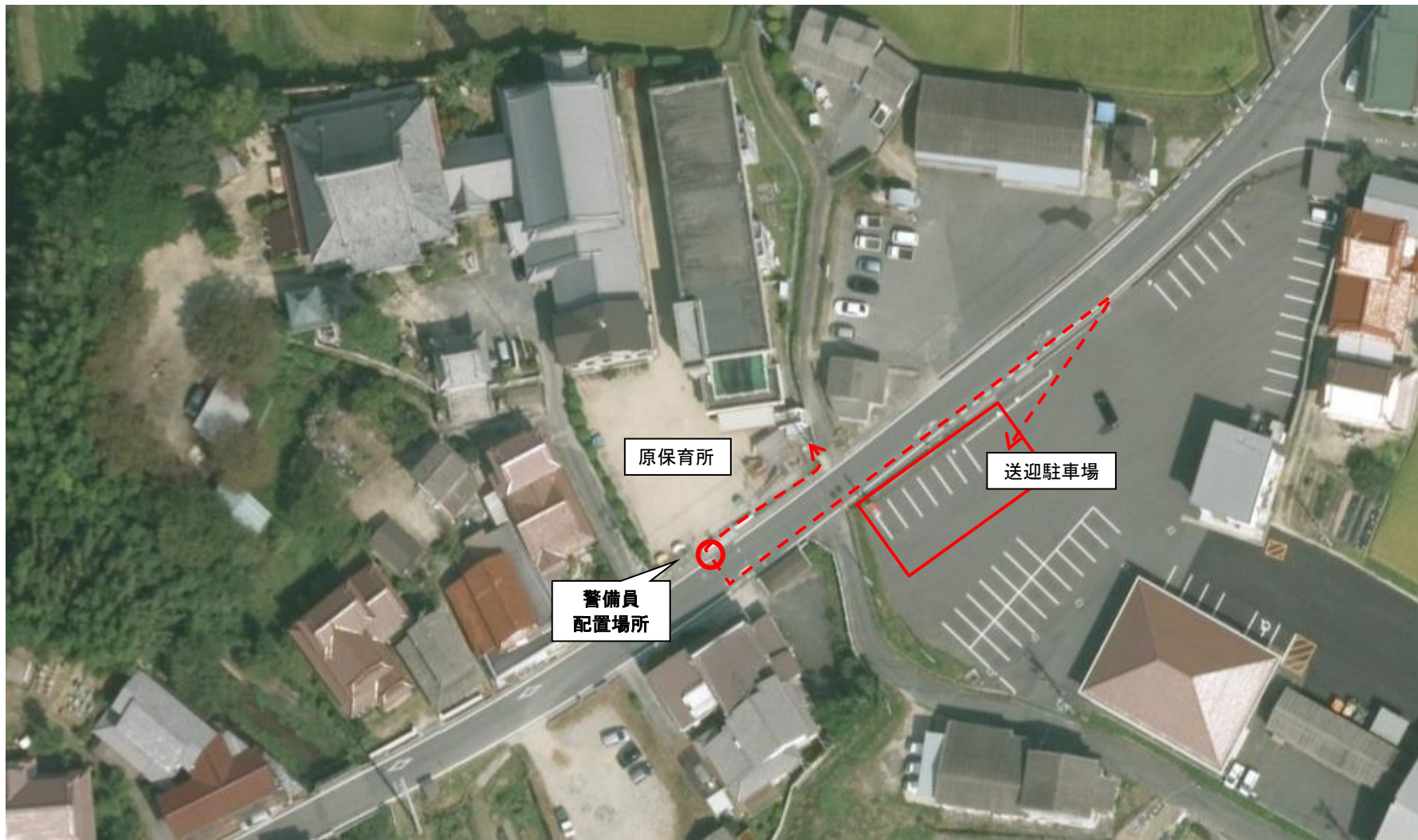
(寺西保育所)



← - - - - - → 児童・保護者等の主な動線

← - - - - - → 警備員配置場所と駐車スペース間の動線

(原保育所)



← - - - - - → 児童・保護者等の主な動線